

令和7年4月1日～

建築確認申請手続きが変わります



- 建築基準法等が改正され、建築確認申請手続きが大幅に変更されました
- 建築の計画や設計等を進める際は、特に以下の3点に留意してください

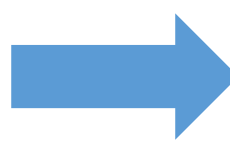
1

建築確認申請
の対象範囲が
拡大されました

- 階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は構造によらず建築確認の対象となりました
- これまで不要とされていた都市計画区域外の木造2階建て住宅も申請が必要となります

- 改正建築基準法が令和7年4月1日から施行され、建築確認申請の対象範囲が次のとおり変更となりました。

改正前	
①	特殊建築物で当該部分床面積の合計200㎡超
②	木造で3階以上、又は延べ面積が500㎡、高さが13m、軒の高さ9m超
③	木造以外で2階以上又は延べ面積200㎡超
④	上記の他、都市計画区域内等における建築物

申請対象
の見直し

改正後	
①	特殊建築物で当該部分床面積の合計200㎡超
②	階数2以上又は延べ面積200㎡超
③	都市計画区域内で平屋かつ延べ面積200㎡以下

※都市計画区域外で平屋かつ延べ面積200㎡以下は申請不要
※詳細は建築基準法第6条による

2

省エネ基準
への適合が
必要となりました

- 建築物省エネ法が改正され、全ての建築物に省エネ基準への適合が義務づけられました
- 省エネ基準に適合した設計を行った上で建築確認申請を行うことが必要となります

- 改正建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律）が令和7年4月1日から施行され、建築確認申請において省エネ基準への適合性に係る審査を受けるようになりました。

- 確認申請不要となる建築物の審査はありませんが、同基準に適合するよう建築する必要があります。

3

その他
関係法令への
適合が必要です

- 盛土規制法が施行(R6.9.24)され、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、県内全域で所定の許可や届出が必要となりました
- 建築確認申請前に、本許可等が必要となります

- 福島県内は「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」のいずれかに該当しており、それぞれの区域の定めるところにより、盛土や切り土に対する許可や届出が必要となります。

- 各規制区域や許可・届出の詳細については、福島県（都市計画課）のホームページを確認してください。

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055a/morido-kiseikaishi.html> → → → → →

【問合せ先】 本件に関する詳細はこちらへお問い合わせください

福島県県北建設事務所 建築住宅課 指導審査係 TEL:024-521-2575

